

大阪市役所医師会報

発行 大阪市役所医師会

〒541-0055 大阪市中央区船場中央3-1-7-326 財団法人大阪市環境保健協会内 TEL (06)6254-7982

No. 130 2014(平成26年)11月

平成26年度 大阪市役所医師会総会挨拶

大阪市役所医師会会長 田中正博

大阪市役所医師会会員のみなさまへ。いかがお過ごしでしょうか。この挨拶が載る会報が出る頃には爽やかな秋が到来していることを期待しています(9月1日にこの原稿を書いています)。今年の夏は異常気象と言えるほどの突然の大雨や相次いで大型台風がやってきました。高知、京都、広島は集中豪雨による大きな被害と多数の死者や行方不明者が出て、大変な状況でした。北陸から近畿、四国にかけて、例年より3倍以上の雨が降った地域が広がっています。特に高知県では、8月だけで2,000ミリを超える雨量を観測しているところが何か所も観測されました。2,000ミリ以上の雨というのは年間降水量の8割近くがこの1か月で降ったことになります。また1時間に50ミリ以上の非常に激しい(滝のように降る)雨が降った回数は年によってばらつきが



●今号の 主な内容

平成26年度総会挨拶	1頁
平成26年度総会記事	4頁
平成25年度事業報告 平成26年度事業計画	
平成26年度大阪市役所医師会学術集会報告	6頁
学術集会プログラム 優秀演題抄録	
学術集会特別講演	12頁
女性医師の会 活動報告	16頁
代議員会、総会議事録(3~8月分)	17頁
大阪市役所医師会会則	25頁
大阪市役所医師会代議員名簿	30頁
大阪市役所医師会役員・委員会組織表	31頁
お知らせ・編集後記	32頁

ありますが、大きく見ますと増加傾向にあり、昔よりも極端な雨は降りやすくなっているようです（出典 <http://www.nhk.or.jp/ohayou/marugoto/2014/08/0829.html>）。

これまで病院局の市民病院群は自治体直営の地方公営企業として運営されてきましたが、平成26年10月1日より地方独立行政法人に経営形態を変更し、新たに「地方独立行政法人大阪市民病院機構」としてスタートを切ることになりました。地方独立行政法人とは、公的な法人であり、自治体から独立した法人になることで予算・財務・契約・定数・人事などの面においてより自立的、弾力的な経営が可能になります。公共的な性格を持ちながらより民間病院に近い効率的な運営を可能にする経営形態で、高度専門医療や多様な患者ニーズへの迅速・柔軟な意思決定を行うことなどが可能となります。スピード感をもって改革を進め、安定した経営基盤を確立し、市民の皆様将来にわたって安心・安全な医療を提供していくことのできる病院をめざす。ということのようです（病院局総務部総務課資料より）。

これまで多くの国公立病院が独立行政法人化しています。独立行政法人化するメリットが「する側」にはあるからです。「される側」から見ると成功している事例もありますが、必ずしもすべての病院で成功しているとは言えない現実があります。JRや日本郵便の民営化前後を見れば、よくわかりますが、公務員なら通用していたことも、民間企業ならNGのことは沢山あります。病院の収益は医師の働きにかかっています。すべての医師（もちろんコメディカルや事務も）が病院経営の視点を持ち、自分が何をすべきかを実践する必要があります。その上で、努力した医師やスタッフに報われるようなインセンティブや労働環境を要求しないとイケません。

大阪市役所医師会として、原則として独立行政法人化に協力していくつもりですが、内容を精査し、勤務条件が適切に守られているか、監視する必要があります。また会員の中には独立行政法人に移行する医師と行政職で大阪市に残る医師がいます。同じ医師会会員として不公平感が出ないように、意見していく予定であります。

4月に大阪市役所医師会の会長、副会長が交代し、役員も大幅に入れ替わりました。会員のみなさまに「わかりやすい医師会」をめざしています。いまは先輩の残してくれた財産があるので、会員のみなさまには会費負担なしで運営できています。

研修医・レジデントのために研修医・レジデント委員会を新しく設置しました。いまは試行錯誤の状況ですが、大阪市立総合医療センターの人材教育研修センター部の協力を得て、医師会の若い会員の先生に還元できることを考えています。

例年8月に大阪市役所医師会の総会后、学術委員会と研修医・レジデント委員会が共催する学術集会を開催しています。特別講演と一般演題の二部構成です。特別講演には外部から魅力的な講師の先生をお呼びしています。一般演題には、普通の発表以外にいま自分たちの科が何をしているのか、他科の医師に紹介するセッションもあります。通常の研究会と違ったおもしろさがありますので、ぜひ参加して下さい。一般演題に応募された会員には資料作成補助に図書カード贈呈と優秀発表には記念品（賞金）も出していますので、

発表もして下さい。来年度の応募をお待ちしています。また特別講演の講師や講演内容に希望がありましたら、ご連絡をください。検討させていただきます（事務局連絡先 ishikai@oepe.or.jp）。

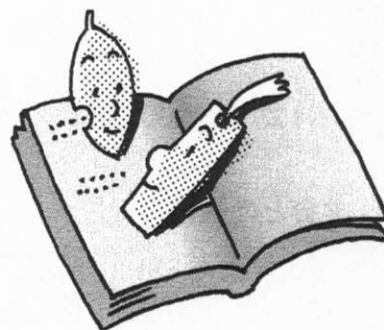
広報委員会では会報の発行以外に、ホームページの作成、更新をしています。最近は内容が充実してきましたので、ぜひご覧下さい。（「大阪市役所医師会」で検索 あるいは <http://ocma.jp/index.php>）。会員専用ページでは会員名簿の一部の項目が検索可能です。ログインの方法がわからない方は事務局までお問い合わせ下さい。

男女共同参画委員会では女性医師の会を運営し、1年に数回講演会、食事会、お茶会などを開催しています。女性医師が困ったときに相談してください。先輩女性医師の適確なアドバイスが得られるはずです。

総務委員会は医師会の実質的な運営（庶務・会計・会議）をしています。

大阪市立大学に事務局のある大阪市医学会と連携し、理事会や評議員会で意見を述べ、大阪市医学会誌（英文・邦文）の編集委員会に委員を出し、優秀論文に贈られる大阪市医学会会長賞の助成をしています。またご存じのない会員の先生もいらっしゃるようですが、大阪市に勤務する常勤医師は全員が自動的に大阪市医学会会員になります。大学病院時代にはご自分で負担していただいていた会費を大阪市役所医師会で負担をしています。

以上のように、大阪市役所医師会は入って役立つ医師団体をめざしております。会員のみなさまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。



平成25年度事業報告

1. 総務委員会

○大阪市役所医師会総会

総合医療センターさくらホール 平成25年8月31日

○5大学医師会、府庁医師会との懇談会 平成25年11月14日

○大阪府医師会勤務医部会8～11ブロック合同懇談会平成26年2月25日

2. 学術委員会

○大阪市役所医師会学術集会開催

総合医療センターさくらホール・平成25年8月31日

演題：10題

特別講演：小児整形外科の最近の話題（総合医療センター：北野利夫先生）

3. 広報委員会

大阪市役所医師会会報誌発行（128、129号）

ホームページ更新

4. 男女共同参画委員会

女性医師の会補助

会報発行（10・11号）

○女性医師の会フォーラム平成26年2月8日

5. 勤務条件等検討委員会

6. 講演会補助

○十三市民病院健康フェスタ平成25年11月9日

○小児医療センター講演会 平成25年6月15日

○大阪がんフォーラム 平成25年11月10日

○総合医療センター市民公開糖尿病ゼミナール 平成25年11月13日

7. 保健衛生委員会

8. 大阪市医学会との連携

○大阪市医学会会長賞協賛

○医学会会章負担

9. すこやかパートナー活動

平成26年度事業計画

1. 総務委員会
 - 大阪市役所医師会総開催
 - 大阪府医師会との連携強化
 - 5大学医師会、府庁医師会との連携強化
 - 他大阪市関連医療機関等との連携強化

2. 学術委員会
 - 平成26年度大阪市役所医師会学術集会開催
 - 総合医療センターさくらホール 平成26年8月30日
 - 大阪府医師会学術集会参加

3. 勤務条件等検討委員会 勤務条件等検討

4. 男女共同参画委員会
 - 女性医師の会補助、会報作成他

5. 広報委員会
 - 大阪市役所医師会報発行 (No130号・131号)、ホームページ更新

6. 保健衛生委員会 市民公開医学講座等への後援他

7. 研修医・レジデント委員会 研修医・レジデントへの支援

8. 大阪市医学会との連携 大阪市医学会会長賞協賛、会費負担

9. 講演会協力 学術講演会等協賛

10. その他
 - 代議員会
 - 役員会
 - すこやかパートナー活動等

大阪市役所医師会学術集会報告

大阪市役所医師会学術委員長 依 藤 亨
(大阪市立総合医療センター小児代謝・内分泌内科)

平成26年度の第52回大阪市役所医師会学術集会は、平成26年8月30日に大阪市立総合医療センター「さくらホール」で開催しました。本年度から学術委員長になったばかりで、慣れない事から様々な不手際があったと思いますが、皆様のお蔭でなんとか、無事終えることができました。ご協力いただいた関係者の方々に深謝いたします。

本年度は、従来と趣旨をかえて、研究発表のみでなく、大阪市役所医師会所属の各部門が力を入れて行っている「当部門のstate-of-the-art」をキーワードとして、日頃かわりの少ない他部門の現況を知ってもらえる会とすることとしました。その結果、一般演題には10題のご応募を頂き、特別講演1題と合わせて11題での開催となりました。一般演題筆頭演者の所属内訳は、総合医療センター6題、大阪市保健所3題、弘済院附属病院1題でプログラムを構成しました。全体で60名のご参加を頂き、まずまずの数となったと思います。座長は総合医療センター神経内科中野智先生、肝胆膵外科の清水貞利先生、保健所の稲田浩先生にお願いしました。また、会場の設営と会の運営に関しては、例年通り臨床研修医1年目の先生方に手伝っていただきました。この場を借りて、ご協力いただいた先生方に感謝いたします。

今回、特別講演は、名古屋大学生命農学研究所 小田裕昭先生に「時計遺伝子と食

事のリズム～メタボリックシンドロームにならないために」という演題でご講演頂きました。医学系以外からの異例の講演となりましたが、「シフト労働者はいつ、何を食べるべきか」といった、医療従事者共通の興味の対象である時間栄養学について最新の研究をわかりやすくご講演頂きました。また、講演後も活発な質疑を頂きました。本講演の要約はこの年報に掲載しておりますので、あわせてお読みください。

一般演題は、予定通り各部門からそれぞれ興味ある内容の演題をいただきました。関係者でなくても判りやすい演題が並び、居ながらにして大阪市役所医師会の他部門の現況がわかり、収穫が大きかったと思っています。身近な演題から海外の超一流誌に掲載された成果まで、飽きることなく拝聴いたしました。また、一般演題の中から選考委員会の審査により優秀な発表を選考し、優秀賞を授与しました。今回優秀賞を受賞された発表者は総合医療センター乳腺外科の池田克実先生による、「乳癌腋窩郭清患者における術後リンパ浮腫発症予測因子の検討－Axillary reverse mappingから得られた知見－」でした。優秀演題の抄録も本年報に別途掲載しました。これを機に今後さらに研究の発展に努力して頂けるよう期待しております。

平成26年度 大阪市役所医師会学術集会プログラム

14:00 開会の辞 大阪市役所医師会長 田中正博
(大阪市立総合医療センター放射線腫瘍科)

14:05 - 15:00 特別講演

座長 大阪市立総合医療センター小児代謝・内分泌内科 依藤 亨

「時計遺伝子と食事のリズム～メタボリックシンドロームにならないために」
名古屋大学生命農学研究科 小田 裕昭先生

15:10 - 17:10 一般演題

(15:10 - 15:50) 【セッション1】

座長 大阪市立総合医療センター神経内科 中野 智

(1) 大阪市保健所医療安全支援センターの業務報告

大阪市保健所医療安全支援センター

○国吉裕子、中山浩二、中川裕子、中西浩一、大仲博之、山崎 修、吉村高尚

(2) 大阪で都市の認知症医療に取り組む

大阪市立弘済院附属病院 認知症疾患医療センター (神経内科・精神科)

○中西亜紀、河原田洋次郎、金本元勝、太尾恵理、竹田由実、田中政宏、
村松知拓、田川亮

(3) 日本発の共同研究を世界へ—転移性脳腫瘍に対するガンマナイフ単独治療の成績：
前向き多施設共同研究 (JLGK0901) —

大阪市立総合医療センター 脳神経外科

○岩井謙育

大阪市立大学 脳神経外科

山中一浩

The JLGK0901 Study Group

(4) 進化する放射線治療

大阪市立総合医療センター放射線腫瘍科

○田中正博、池田裕子、千草 智

同 中央放射線部

黒田啓史、澤田康成、稲葉弘幸、山西弘朗、山口英雄、四俵 敬、井上伸之、
松田芳秀

(15:55 - 16:25) 【セッション2】

座長 大阪市立総合医療センター肝胆膵外科 清水貞利

(5) 大阪市における潜在性結核感染症の治療状況

大阪市保健所

- 小向 潤、松本健二、津田侑子、芦達麻衣子、池田暁美
宇田瑛子、笠井 幸、倉田哲也、竹川美穂、富森由紀恵
古川香奈江、齊藤和美、足立礼子、蕨野由佳里、吉村高尚

大阪市健康局

甲田伸一

(6) 当院における透析症例の心臓カテーテル治療成績について

大阪市立総合医療センター 循環器内科

- 吉山智貴、柚木 佳、赤松加奈子、加川俊介、松下 司、古川敦子、
占野賢司、阿部幸雄、中川英一郎、小松龍士、成子隆彦

(7) 乳癌腋窩郭清患者における術後リンパ浮腫発症予測因子の検討 —Axillary reverse mapping から得られた知見—

大阪市立総合医療センター 乳腺外科

- 池田克実、小川佳成、渡部智加

同 消化器外科,

山根 心、出口惣大、田嶋哲三、栗原重明、後藤 航、

田内 潤、西口幸雄

同 臨床腫瘍科,

徳永伸也

同 病理部

福島裕子、井上 健

(16:25 - 16:55) 【セッション3】

座長 大阪市保健所 稲田浩

(8) 乳幼児健診から医療機関へ紹介された乳幼児 1,140 名の検討

大阪市健康局保健所

○井村元気、寺川由美、池宮美佐子、田端信忠、李 和幸、
今井龍也、稲田 浩

大阪市こども青少年局

宮村鈴子

(9) 2型糖尿病患者の血中 MCP-1 (Monocyte Chemotactic Protein-1) レベルにおよぼす
DPP4 阻害薬の影響

大阪市立総合医療センター糖尿病内分泌センター糖尿病内科

○細井雅之、栗原琴美、玉井杏奈、吉田陽子、薬師寺洋介、上野宏樹、
山上啓子、福本まりこ、川崎 勲

大阪市保健センター

生野淑子、武内真有、岡田めぐみ

(10) 小児期に同定された日本人 MODY2 の臨床像

大阪市立総合医療センター 小児代謝内分泌内科

○川北理恵、榊原杏美、橋本有紀子、細川悠紀、藤丸季可、依藤 亨
同 遺伝子診療部

玉川信吉

(休憩 10 分間・優秀演題採点)

(17:05 - 17:15)

講評・優秀演題発表 審査委員代表

(17:15)

閉会の辞 大阪市役所医師会学術委員長 依藤 亨

乳癌腋窩郭清患者における術後リンパ浮腫発症予測因子の検討 — Axillary reverse mappingから得られた知見—

大阪市立総合医療センター乳癌外科¹⁾, 消化器外科²⁾, 臨床腫瘍科³⁾, 病理部⁴⁾

○池田克実¹⁾, 小川佳成¹⁾, 渡部智加¹⁾, 山根 心²⁾, 出口惣大²⁾, 田嶋哲三²⁾, 栗原重明²⁾, 後藤 航²⁾, 田内 潤²⁾, 西口幸雄²⁾, 徳永伸也³⁾, 福島裕子⁴⁾, 井上 健⁴⁾

【背景】 近年、乳癌患者では、センチネルリンパ節生検 (SLNB) の登場により、腋窩リンパ節郭清 (ALND) を省略できることで術後リンパ浮腫 (LE) が回避できることが多くなった。しかしながら、SLNBにてセンチネルリンパ節に転移が認められた例やSLNBの適応にならない(臨床的に腋窩リンパ節転移を認める)症例では、ALNDが行われ、ALND施行例の約30%にLEを発症する。ARM (Axillary Reverse Mapping) は、SLNBやALND時に、上肢のリンパ流を確認し、温存することでLE発症を予防することを目的とした手術手技であり、臨床応用が検討されている。今回、当科でのARMに関する臨床研究の結果から、ARMで得られた各parameterとLE発症との関連性を検討した。

【方法】 2010年1月～2012年12月の期間でALNDを必要とし、ARMに同意された乳癌患者96例のうち、術中ARMによって描出された上肢由来のリンパ節 (ARM node) が確認でき、かつ術後6カ月以上経過観察可能であった76例を検討対象と

した。郭清前に、ICG試薬を0.5-1ml患側上腕内側皮内に注射し、PDEカメラ (Photo Dynamic Eye, 浜松フォトニクス社) でARM nodeを観察し、これらが郭清領域内に存在する場合には、通常と同様に切除し、郭清領域外の場合には温存した。LE発症は、観察期間中央値24か月で、対象の24例(32%)にLEを認めた。LE発症24例 (LE+群) とLE未発症52例 (LE-群) 間において、臨床病理学的因子 [年齢、BMI (body mass index)、ドレーン排液量、術式、病期、術者間、術前薬物治療 (PST)、術後放射線治療 (RT)、採取リンパ節個数、リンパ節転移個数など] と、ARMによって得られた情報 [ARM nodeの存在部位、転移状況、同定個数および温存状況など] を比較検討した。

【結果】 LE+群は、LE-群に比して若年で (平均55 vs 61歳)、術後放射線照射例が多い (54 vs 31%) 傾向があった。またARM nodeへの転移率が有意に高率であった (42 vs 13% ; p=0.03)。LE-群では、腋窩静脈に沿って走行するリンパ管 (cranial collector) が多く確認され (44 vs 21% :

p=0.049)、また、ARM nodeが、腋窩静脈と第2肋間神経の間で、かつ胸壁よりに位置する症例が多く認められた(14% vs 0%: p=0.004)。これらの結果の多変量解析では、術後放射線照射とARM node転移が独立したLE発症のリスク因子(各々のオッズ比: 3.42, p=0.049, 3.61, p=0.007)であった。また、cranial collectorの存在は、独立したLE発症リスク減弱因子であった(オッズ比: 0.15, p=0.009)。

【まとめ】 ARMによって同定される

ARMリンパ節/リンパ管の情報は、ALND後のLE発症リスクの予測因子になる可能性が示唆された。ALNDを受けた個々の患者のLE発症リスクが推定できれば、低リスク患者では、LEに対する過度の不安を軽減でき、また高リスク患者ではサーベイランスを密にして、より早期にLE発症を発見し、LEを増悪させないように早期にリンパドレナージなどの治療介入を図るなど、個々の患者のリスクに応じたLEサーベイランスが臨床応用できる可能性が示唆された。



学術集会特別講演

時計遺伝子と食事のリズム

～メタボリックシンドロームにならないために～

名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授 小田裕昭^{先生}

1. はじめに

昔から洋の東西を問わず、人の知恵として「規則正しい生活は健康に良い」といわれてきた。しかし、現代社会は、がんばって活躍している人ほど乱れた生活をするという皮肉な状況を生んでいる。夜勤する人やシフト・ワーカーに冠状動脈疾患や肥満などの病気が多いことは以前から知られていた。また、シフト・ワーカーとガンの関連も指摘されている。不規則な生活が健康を阻害する大きな要因となっている認識は必ずしも大きくない。しかし、最近になり体内時計がどのように健康に影響を与えるか、遺伝子レベルで明らかになってきた。

平成19年国民健康・栄養調査によると、日本人の6分の1から5分の1は糖尿病が疑われている。日本は今、稀にみる「病気天国」になっている。特に男性で肥満が増えていることが特徴的である。一方、カロリー摂取は若干減っていることは注目すべき点である。脂肪の摂取や運動の減少が問題であると考えられているが、健康志向で運動する人がそれほど少ない訳ではない。それでは、他にどのような因子が問題であろうか。やはり不規則な生活、つまり乱れた睡眠、不規則な食生活がこの「病気天国」の大きな原因の一つであろう。

2. 今なぜ時間生物学か

生物の日周性のリズムは、生物の基本現象の一つとして広く認識されてきた。1990年代後半にE-boxへ結合するClock-Bmal1による転写のネガティブ・フィードバック制御機構が哺乳動物の概日時計の基本であることが解明され、これがブレイクスルーとなった。実際には以前から生物時計を応用へ結びつける試みは盛んに行われてきた。時間薬理学、時間医療学、時間医学などの医療学問分野である。低分子医薬品のターゲットとなる酵素の活性や薬物代謝酵素活性にも明確なリズムが見られるため、効果的な薬の投与時間や副作用の少ない投薬時間があることがわかっていた。コレステロールの合成活性が夜間ピークとなるためスタチンは就寝前に飲むのが効果的とされている。また、早朝高血圧にも就寝前の投薬が有効であるとされている。さらに、細胞増殖にも日周リズムがあり、ここを阻害する抗ガン剤も投薬時間が影響することが示されている。しかし、その背景にある遺伝子レベルのメカニズムが明らかにされていないため広く応用されることはなかった。

以前から、夜食は太るとか、朝食の欠食が肥満につながるなどのことが経験的に知られていたが、この摂食タイミング

を考える分野は時間栄養学と呼ばれ、最近注目を集めるようになってきた。生活習慣病やメタボリック・シンドロームが体内時計と密接な関係があることがわかり、規則正しい食生活が健康には重要だということが再確認されるようになった。最近になり、摂食タイミングにはもう一つの重要な役割がわかってきた。摂食のタイミングは体内時計を作る作用があるということである。

3. 概日時計と時計遺伝子

様々な日周性をもつ現象が知られているが、外部の刺激に応答した結果として表れる受動的な「日周リズム」と、外からの刺激がなくても刻み続ける内在的な遺伝子に書かれた「概日リズム（サーカディアンリズム）」に分けられる。ところで、「魔の時間」といわれる突然死が多い時間帯が存在する。これは午前中の時間帯であり、心筋梗塞や脳梗塞、突然死などが起きやすい生理現象が集中するまさに「魔の時間」である。胃潰瘍がひどくなる時間帯が夜であるとか、病気の起きる時間帯だけでなく、死ぬ時間にも死因により日周リズムがあることが知られている。精神的、身体的にパフォーマンスの高くなる時間帯も知られている。それらのほとんどが内在的な時計（概日時計）に制御されている。

哺乳動物の生物時計は、脳の視交叉上核にマスター時計があることが解明された。体の時計は、光の刺激を受けた脳の時計が体全体を制御していると考えられた。しかし、末梢のすべての細胞が時計を持っていることがわかり、現在では、すべての細胞が独自の24時間の時計を持って

いて、それが臓器の時計となり、臓器間を同調させる因子を介して統合的な時計を形成していることがわかった。したがって、重要なのは同調因子である。通常、太陽光が重要であるが、摂食タイミングを逆転させると消化器系のリズムが逆転してくることが分かり、摂食は消化器系の時計の同調因子としては光より強いことがわかった。代謝にかかわる首から下のすべての臓器の時計の主要な同調因子は食事である。太陽光をペースメーカーに使っているのは、食事をとる時間を合わせるのに必要だったからであり、内臓時計にとって重要なのは食事である。

すでに述べてきたように、概日リズムは時計遺伝子の転写のネガティブ・フィードバックによって構成された時計である。時計遺伝子である転写因子の Clock・Bmal1 が6塩基の E-box に結合して、時計遺伝子である Per、Cry の転写を活性化する。合成された Per、Cry は Clock・Bmal1 による転写活性化を抑制する。そして、Per、Cry が減少することにより再び転写活性化が起きる。この周期が約24時間である。

4. 生物時計の異常と脂質代謝異常

時計遺伝子のメタボリック・シンドロームや生活習慣病に与える影響を検討するため、時計遺伝子のノックアウトマウスが数多く作製された。Clock ノックアウトマウスでは肥満とメタボリック・シンドロームになることがわかった。しかし、ヒトでは時計遺伝子の SNPs（一塩基多型）は知られているが、時計遺伝子を欠損しているケースはない。そこで、著者は正常な動物（遺伝的改変をしていないラット）

を用いて摂食タイミングの脂質代謝に与える影響を検討した。夜行性のラットに、昼夜の区別なくダラダラ食べさせて不規則な食生活をさせると、肝臓の概日時計に異常が生じ血中コレステロールが上昇するということがわかった。同じ餌を同じ量摂取しても、食事のタイミングが異なるだけでコレステロール代謝が異常になるのである。このダラダラ食いは、臨床的には中心静脈栄養などではあり得るタイミングである。それでは規則正しい食生活をすると脂質代謝が正常化されるのであろうか。ネズミは8割の餌を活動期に食べるが、休息期には全く食べない「超」規則正しい食生活を高脂肪食を与えたマウスにさせたところ、それだけで高脂肪食に肥満を完全に抑制することがわかった。これは、不規則な食生活が健康に良くないというだけでなく、規則正しい食生活が、積極的に健康に資することを示すものとして重要である。

5. 同調因子として働く食事因子

摂食タイミングがどのように体内時計を同調させるか検討を行った。インスリンが肝臓時計を同調させる因子であることを実験的に証明することができた。活動期（つまり摂食期）のインスリン投与は肝臓時計を正常化させたが、休息期のインスリン投与は肝臓時計をさらに悪化させてしまった。つまり、夜食は肝臓時計を異常にってしまうようである。メタボリック・シンドロームに關与する臓器はほとんどインスリンによって、その時計が調節されている。

食事のどの成分が同調因子として働いているのか、またどのような食事を取れ

ば効果的に体内時計を同調できるのだろうか。エネルギー源として最も重要なグルコースがリズムを同調させることが知られている。また、タンパク質、アミノ酸にも同調作用がある。マウスにグルコースとアミノ酸を与えると、肝臓だけでなくSCNのリズムも同調されるという報告がある。一方、高脂肪食は1日の長さを変えて、摂食行動異常を起こしてしまう。逆に、脂質の異化代謝を促進するクロフィブレートという薬剤は、高脂肪食で長くなった時計を元に戻す作用を有している。他にも食塩やビタミンA、B₁₂も時計を同調させる作用が知られている。多くの食事成分が概日時計を制御することがわかったが、重要なのは糖質とタンパク質である。

6. メタボリック・シンドローム予防のための食スタイル

これまでの知見から、体によい食スタイルは、活動期に食べて休息期に食べない、昼夜のメリハリの規則正しい食生活である。そして、最初の食事である朝食、つまり絶食後の最初のインスリンが同調に重要である。夜食を食べて十分な絶食をしていないときの朝食は、リセットの効果は少ないだろう。また、上で述べたように夜食は肝臓の時計を悪化させる方向に調整させてしまうため、代謝がうまく機能しなくなる。

24時間メリハリのある食生活をしていれば、昼夜逆転で夜型摂食でもよいのかという疑問が出るが、少なくとも食事のタイミングに昼夜のメリハリがあったとしても、脳の時計と肝臓などの末梢の時計が統合して動いていないときはやはり

代謝異常が起きるようである。肝臓時計の乱れとは別に、臓器間の時計の不協調が不健康につながるようである。

通常、摂食タイミングは睡眠のサイクルと連動しているのので、乱れた食生活を直すには、基本の生活リズムを改善する必要がある。それができない場合は、夜食は控えるようにし、少しでも決まった時間に食事を取るのが良いであろう。特に朝食が重要である。ただ、シフト・ワーカーなど職業柄、不規則な食生活から逃れられない人はどうしたらよいのだろうか。睡眠障害では、すでに薬が開発されているように、体内時計の乱れによる代謝異常にも、実験室レベルであるが体内時計を調節する薬剤は効果的にその代

謝異常を改善した。

7. 終わりに

時間薬理学や時間医療学、時間医学では、体内時計が正常に回っていることが前提となっている。つまり、規則正しい食生活により薬の作用も効果的になることが期待できる。そして、規則正しい食生活により体内時計を正常化することがメタボリック・シンドローム予防の基盤になる。私たちが思っているより、ずっと体内時計は健康維持に重要である。今後これらの知見が健康増進につながることを期待される。





大阪市役所医師会 女性医師の会活動報告

大阪市役所医師会女性医師の会会長 村田 佳津子
(大阪市立総合医療センター放射線診断科)

前会長の岡博子先生退職に伴い、今年度から女性医師の会第4代会長に就任いたしました村田です。前会長はシンポジウム・講演会の開催や女性医師の会の会報創刊など会の発展に大きく貢献されました。それに引き比べるといたって力不足の未熟者ですが、後任として先陣の先生方が築かれた道筋を守り発展させるよう努力していきたいと思っています。

女性医師の会の今年度の活動第一弾として、4月24日に「新入会員ウエルカムパーティー兼懇親お茶会」を総合医療センターさくらルームで開催しました。平日の勤務時間後の時間帯に、時間内自由参加、ケーキバイキング形式での開催でしたが、43名に参加していただき、終始にぎやかで和やかな歓談の時間を持つことができました。このうち30分ほど「新入会員オリエンテーション」の時間を設け、女性医師の会の説明・紹介を行い、新入会員に自己紹介をしていただきました。参加いただいた先生方からは「楽しかった」「また参加したい」と言っていただき、好評を得ることができたと思います。また、会の現状の把握と今後の活動に役立てるため、アンケート用紙への記載もお願いしました。集計結果は、

後日女性医師の会会報にて報告する予定です。

6月には会報第14号を発行しました。本年度の第1号としては少し遅れての発行となってしまいましたが、前会長の岡先生や元大阪市健康局首席医務総監の寺川和彦先生からの寄稿、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター鈴木真司先生のお馴染の連載トークなども掲載され、楽しく充実した内容に仕上がったと思います。次号は冬頃の発行を目指して準備を進めています。「親しみやすく、読みやすく、役に立つ会報」を目標に今後も続けていきたいと思っていますので、お手にした際には御一読いただければ幸いです。

女性医師の会の今後の課題としては、男性医師や若い先生方にもっと女性医師の会の活動を知ってもらうこと、そして気軽に参加し意見を出してもらえる場を作っていくことと思っています。女性が働きやすく、仕事もプライベートも充実できるような環境を実現させるためには皆様のご協力、ご支援なくてはかありません。今後ともよろしく願いいたします。

大阪市役所医師会 平成26年3月代議員議事録

と き：平成26年3月18日（火）午後6時30分～7時15分

ところ：北区中之島（会場借上）

出席者：中村哲郎 岡 博子 田中正博 出雲谷恭子 村田佳津子 依藤 亨
志村 雅彦 中西 亜紀（9名）木幡利至朗（事務局）

1. 委員会報告

- ・ 会長報告 診療報酬の改定について説明会などの日程
→各病院等に通知、
- ・ 各委員会報告
総務委員会 各種会合に参加について報告
広報委員会 会報129号3月下旬に発送予定

2. 議題

- ・ 次期会長について、田中正博総務委員会委員長が就任
次回代議員会までは会長代行として承認。次回総会で正式承認
副会長等の人事は退会者を見極め、次回代議員会で決定
- ・ 代議員選出方法について
新年度より代議員の数及び選出法を改正したい。
次回代議員会に改定案を提示する。
- ・ 日本医師会 医師資格書発行について
26年度より日医が発行する。当医師会は受付、事前審査を担当
免許書に変わる物ではなく、身分証明書的なもの
- ・ 4月5日第2回新研修医ウェルカムパーティについて
参加者確定し報告が必要
- ・ 事務局パソコン購入について（XPからの切替）
コンビニ収納のデータ送信などの保全のため機器を更新する

大阪市役所医師会 平成26年4月代議員会議事録

と き：平成26年4月15日（火） 午後6時～7時

ところ：総合医療センター3階 さくらルーム

出席者：田中正博 出雲谷恭子 村田佳津子 鈴木真司 吉村高尚 細井雅之
依藤 亨 志村雅彦 中西亜紀 吉野祥一 稲田浩 古塚大介
西口幸雄（13名） 木幡利至朗（事務局）

委任状提出：以倉康充 林下浩士 河田弘 宮村鈴子 甲田伸一 根引浩子
平 林円 中田真一 川脇壽 川崎靖子 愛場庸雅 香月憲一
森秀夫（13名）

○年長の志村代議員が招集を宣言、会長に田中代議員を指名、出席代議員の総意により会長に選出する。

1. 委員会報告

・会長報告

○甲田、吉村、吉田代議員から退任の申し出あり、澤田、山崎、高野氏が就任
○会長より、議長に河田氏、副会長に志村・村田・澤田氏、各委員長には総務に中西氏、学術に依藤氏、勤務条件等に鈴木氏、男女共同参画に村田氏、広報に出雲谷氏、保健衛生に稲田氏を指名。監査委員を横山氏に依頼する旨報告があった。

○府医代議員に田中会長、山崎代議員 予備に吉野代議員を充てる。

○会長より、研究医・研修医の入会促進などの問題をとり扱う研究医・研修医委員会の設立と代議員数の削減と配置数の見直しの主旨説明があった。

→積極的に活動する代議員会にする

→代議員会の回数を削減し、中心メンバーの役員会を創設

→研究医・研修医委員会設置を了承。委員長は会長に一任

・各委員会報告

広報委員会 ホームページのパスワードの変更を6月1日より実施
事前に事務局を通じ周知する

2. 議題

・会則改定案について 上記会長主旨にそって、改正案を提示、次回代議員会までに意見を集約する

・役員改選について 会長の各委員案を出席代議員の総意で了承

・会費徴収事務について 銀行引落方式了承。会費徴収者に周知する

・その他 女性医師の会のウェルカムパーティー実施する。参加要請あり

大阪市役所医師会 平成26年5月代議員会議事録

と き：平成26年5月27日（火） 午後6時30分～7時30分

ところ：総合医療センター3階 さくらルーム

出席者：田中正博 中西亜紀 出雲谷恭子 村田佳津子 鈴木真司 西口幸雄
依藤 亨 澤田好伴 吉野祥一 高野保名 志村雅彦 古塚大介
細井雅之（13名） 木幡利至朗（事務局）

委任状提出：宮村鈴子 森秀夫 河田弘 川脇壽 平林円 稲田浩 根引浩子
香月憲一 舟本仁一 撫井賀代 山田明子 愛場庸雅 中田真一（13名）

1. 議題

○役員、代議員の確定について

英先生を男女共同参画委員会へ異動

代議員会出席できない先生に退任勧告も視野に入れた対応を考慮

○委員会設置及び委員配置について

研究医・研修医委員会を学術委員会の次にする。

担当は志村副会長とする

○総会及び学術集会について

8月30日、1時30分より総会（30分程度）

2時より特別講演会、名古屋大学 小田先生「時計遺伝子と食事のリズム」

講演はオープン、生涯学習対応、医師以外の参加も了承

一般講演、一題15分まで、若い医師に参加を募る

資料代を提供（1人5,000円程度）最優秀には5万円程度

今後詳細は、学術委員長に一任

○25年度決算について

支出23,811,024円 収入19,261,799円 差引4,549,225円のマイナス

26年度の繰り越しは17,589,027円となった。

予算については会長、事務局で協議する

○医師資格証に係る地域受付局について 事務局で対応。

2. 委員会報告

・会長報告

23日都市医師会長協議会が開催

25日大阪府医師会選挙、対立がなく、伯井会長他再任された

・各委員会報告

総務委員会 とくにない

広報委員会 ホームページの更新をすすめる。

6月からパスワードの変更等を実施

大阪市役所医師会 平成26年6月代議員会議事録

と き：平成26年6月24日（火） 午後6時30分～7時30分

ところ：総合医療センター3階 さくらルーム

出席者：田中正博 澤田好伴 志村雅彦 中西亜紀 出雲谷恭子 鈴木真司

原 純一 西口幸雄 細井雅之（9名） 木幡利至朗（事務局）

委任状提出：高野保名 吉野祥一 川村直樹 宮村鈴子 國行秀一 古塚大介

森 秀夫 根引浩子 川崎靖子 平林 円 中田真一 依藤 亨

山崎 修 香月憲一 村田佳津子 舟本仁一 外川正生 愛場庸雅

撫井賀代 川脇 壽 英久仁子（21名）

1. 委員会報告

- ・会長報告 大阪府医師会会員名簿、7月より作成、11月発行予定。
事務局で対応例年通り、府医師会会員のみ、氏名、所属、住所、電話等
個人情報の関係で電話等は代表番号等で明示する。
- ・各委員会報告
総務委員会 名簿問題は議題で協議
広報委員会 ホームページの会員名簿について精度を上げていく

2. 議題

- ・総会及び学術集会について
総会については、人事案件（会長他役員の就任）の承認
25年度決算、26年度予算の承認、規約の改定等
- ・学術集会 演題募集 現在2件代議員から積極的な働きかけをする
締切は7/22 優秀演題賞のアナウンスをしている。
コメディカルの参加も期待してポスターを作成中
大阪府医師会の生涯学習の申請を行った。
- ・会員名簿について
名簿作成するが、精度に信頼性が薄い
4月の定例の異動も管理職しかオープンになっていない。
医長以下、研究医等は把握が難しい。定期異動以外もつかめない
各代議員で所属のチェックが必要
市役所医師会に所属していることも知らない医師がいる。
今秋に確認の文書配布する
- ・26年度予算について
事務局案を提示、次回代議員会までに修正あれば報告をする

大阪市役所医師会 平成26年7月代議員会議事録

と き：平成26年7月23日（水） 午後6時30分～7時30分
ところ：総合医療センター3階 さくらルーム

出席者：田中正博 志村雅彦 中西亜紀 出雲谷恭子 鈴木真司 原純一 西口幸雄
高野保名 吉野祥一 村田佳津子 撫井賀代 依藤 亨（12名）
木幡利至朗（事務局）

委任状提出：國行秀一 細井雅之 山田明子 林下浩士 英久仁子 舟本仁一
山崎 修 宮村鈴子 稲田 浩 河田 弘 根引浩子（11名）

1. 委員会報告

・会長報告 特になし

・各委員会報告

総務委員会 総会については議題で協議

広報委員会 ホームページのリニューアルをする

会報できれば年2回の内 秋号は9～10月に発行したい。

2. 議題

・総会及び学術集会について

総会については、人事案件（会長他役員就任）の承認

25年度決算、26年度予算の承認、規約の改定等

研修医・研究医委員会→研修医・レジデント委員会へ名称変更

総会資料は事務局で作成

・学術集会 演題募集 現在8題、最終15題になる見込み

座長を決め、評点してもらい、最優秀を選ぶ。最優秀は5万円、各応募者には資料作成費として5,000円分の図書カード。

プログラム、抄録集作成は委員長と事務局で調整

・日程 8月30日 13:00 臨時代議員会

13:30 総会

14:00 学術集会 特別講演

15:20 学術集会 一般演題（1題10分程度）

・総会、学術集会後、特別講演講師等との懇話会開催予定

・女性医師の会での現状、要望活動等の説明

・小児総合保健センターとしての共催依頼→承認。

・講演などに市役所医師会の後援、補助を申請する方法は？

⇒各所属の代議員から代議委員会に提案すること。

大阪市役所医師会 平成26年8月代議員会議事録

と き：平成26年8月26日（火） 午後6時30分～7時40分

と ころ：総合医療センター3階 さくらルーム

出席者：田中正博 志村雅彦 中西亜紀 出雲谷恭子 鈴木真司 村田佳津子
依藤 亨 細井雅之 西口幸雄 古塚大介（10名）木幡利至朗（事務局）
委任状提出：高野保名 英久仁子 川崎靖子 平林 円 撫井賀代 愛場庸雅
根引浩子 舟本仁一 原 純一 中田真一 稲田 浩 宮村鈴子
山崎 修 以倉康充（14名）

1. 委員会報告

- ・会長報告 退職に伴う府医師会委員の変更
第8ブロック 女性医師支援WG 出口先生→川村先生
- ・各委員会報告
総務委員会 大阪府医師会からの情報の連絡方法については議題で協議
広報委員会 ホームページのリニューアル、会報のバックナンバーも掲載
次回会報は総会終了後速やかに9月上旬に原稿のとりまとめを行いたい。

2. 議題

- ・医師会からの連絡については、事務局で内容により分け、関係先に送付
多くの種類や、医事対策課の安全情報などが多く、キーワードと送付元で適宜
対応している。全部の資料を代議員に送付すれば膨大な量になる。前年は、前
会長に全部送信したが、あまりに膨大になったので選別した経過がある。
→今後欲しい資料等があれば事前に事務局に通知すれば対応する。
- ・総会及び学術集会について
総会用資料検討、字句の訂正をおこなう
25年度決算、26年度予算の承認、規約の改定等
- ・学術集会 プログラム完成、配布 演題10題
座長を決め、評点方法の確認。
医療センターは各医師以外にも配布、委員長に一任
- ・第16回心臓病懇話会 後援として助成了承。講師料への補助のみ。
- ・総合医療センター市民公開糖尿病ゼミナール 昨年に引き続き共催了承。支援
額については事務局と調整
- ・十三市民病院糖尿病フェスタの支援依頼があり、資料提示あれば例年とおりの
後援する。
- ・後援、共催等の支援、講師料等の基準が不明確→今後検討

大阪市役所医師会 平成26年8月臨時代議員会議事録

と き：平成26年8月30日（土） 午後1時～1時30分

ところ：総合医療センター3階 さくらルーム

出席者：田中正博 志村雅彦 村田佳津子 澤田好伴 中西亜紀 依藤 亨 稲田 浩
出雲谷恭子 川崎靖子 撫井賀代 根引浩子 細井雅之 西口幸雄
委任状提出：古塚大介（14名） 木幡利至朗（事務局）

1. 議題

○平成26年度総会について

- ・総会に向け、資料確認

○独立行政法人化における医師を取り巻く状況について

（意見）

- ・独立行政法人化に向けて医師への説明がなされた。
- ・行政側と病院では、現在の給与に格差がある。（行政側の医師の給与がカットされている）
- ・独立行政法人になると、行政側の人間が病院の診療に従事しても研修扱い（現任研修？）、診療上問題にならないのか？ 診療上の責任が不明確
- ・逆に、行政側の業務に従事すれば手当が出ると聞いている。
- ・複雑怪奇なシステムと言える。
- ・もっとシンプルでわかり易い対応にしてほしい。

（集約）

- ・方法論については、関係部署に任せるが、詳細が不明。
理解しやすく、不公平感がないことが肝要。
- ・情報収集をおこない、勤務条件等委員会などで整理が必要。
- ・今後も引き続き検討していく。

平成26年度 大阪市役所医師会総会議事録

と き：平成26年8月30日（土） 午後1時30分～1時55分

と ころ：総合医療センター3階 さくらルーム

出席者：40人（内正会員 32名）

【中西大阪市役所医師会総務委員長】

- ・開会を宣言する
- ・議長については、志村雅彦大阪市役所医師会副会長を指名する。
- ・出席者より異議なく、志村副会長、議長席に着く。

【議長】

- ・市役所医師会総会の開会を宣言する。田中正博会長に開会の辞を促す。

【会長】

- ・開会において出席者に謝辞等を述べる。

【議長】

- ・会長に議事に沿った説明を求める。

【会長】

- ・議案提示、説明

1. 大阪市役所医師会会則の変更について

会則改定案を提示

主な変更点として下記の説明をおこなう。

○議員選出方法の改正

選出代議員 1/6 → 1/10 （会員数の多い施設）

指名代議員の新設

代議員の解職規定の新設

○役員会の設置

○研修医・レジデント委員会の設置

2. 代議員の交代について

資料により説明 現在48名、新執行体制も明示する

3. 平成25年度事業報告及び決算について

実施事業説明、決算状況報告をおこなう

4. 平成26年度事業計画及び予算について

事業見込説明、予算案説明をおこなう

5. その他

特に質問、発言はなく終了

【議長】

- ・承認の可否を総会出席者に求める。
「異議なし」の声があり、議長、議題承認を宣言し、総会を終了する。

大阪市役所医師会会則

第 1 章 名 称

(本会の名称)

第 1 条 本会は大阪市役所医師会（以下本会という）と称し、事務局を財団法人大阪市環境保健協会内におく。

(本会の目的)

第 2 条 本会は医師としてその本質を自覚し、勤務環境の向上をはかり医学医療ならびに公衆衛生に関する諸問題の解明に努め住民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

(本会の事業)

第 3 条 本会の目的を達する為に次の事業を行う。

- (1) 医学医療ならびに公衆衛生に関する調査、研究、教育に関すること
- (2) 関係諸団体との連携、協力に関すること
- (3) その他目的達成のため必要なこと

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 4 条 会員を分けて正会員、准会員、研究医・研修医会員、継続会員および特別会員とする。

- (1) 正会員は医師として大阪市に勤務する者とする（大阪市立大学に勤務する者を除く）。
- (2) 准会員は次の項目に該当する医師であって、本人が希望し、代議員会において承認された者とする。
 - ① 大阪市の外郭団体に勤務する者
 - ② 大阪市内に認定されて研修中の者
 - ③ 大阪市内に嘱託として勤務する者
- (3) 研修医・レジデント会員は医師で大阪市立病院レジデントおよび臨床研修医として勤務する者とする。
- (4) 継続会員は大阪市を退職の後、引き続き会員資格の継続を希望するもの
- (5) 特別会員は代議員会において推薦された者とする。

(会費納入義務)

第 5 条 本会の正会員、准会員、継続会員および研究医・研修医会員は、会費および臨時会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費および臨時会費は返還しないものとする。

第 3 章 役員および代議員

(役員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	3 名	委 員 長	若干名
監査委員	2 名	大阪府医師会代議員			若干名

(代議員)

第 7 条 代議員は、代議員会を構成し会務を審議するとともに、何れかの委員会に所属して会務の執行推進に参与するものとする。

(選出方法および任期)

第 8 条 会長は代議員会において代議員の中から選出する。

2. 副会長は代議員の中から会長がこれを指名し、代議員会の承認を得るものとする。
3. 委員長および大阪府医師会代議員は、代議員会において代議員の中から選出する。ただし、関係諸団体の役員は代議員会において正会員の中から推薦する。

4. 監査委員は代議員会において正会員の中から選出する。
5. 代議員は、正会員の中から選出し、所属職場を単位として選出代議員と役員会が決定する指名代議員とする。選出方法は選出規定に定める。
6. 役員および代議員の任期は2年とする。代議員選出期の直後の代議員会の日から次期の同じ代議員会の前日迄を2年と見做すものとする。ただし、再任を防げない。
7. 役員および代議員に欠員を生じたときは補充し、補欠選出された者の任期は前任者の残任期間とする。
8. 役員に選ばれている代議員が異動した場合は、前3項の規定に拘わらず、選出定員数外の代議員として、その任期を全うするものとする。
9. 役員および代議員の選出は、本条によるもののほか、細部は選出規定によるものとする。

(職務)

- 第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長によって指名された副会長が代行する。
 3. 委員長は総務委員会、学術委員会、勤務条件等検討委員会、男女共同参画委員会、広報委員会、研修医・レジデント委員会および保健衛生委員会をそれぞれ主宰し、当該分野の会務の執行にあたる。
 4. 監査委員は本会の会計を監査する。監査委員は代議員会および委員会に出席し意見を述べるができる。
 5. 会長は、代議員会に代議員の解職を諮ることができる。

第 4 章 会 議

(会議の種別)

第10条 会議は総会、代議員会、役員会および委員会とする。

(総会の招集)

- 第11条 定例総会は毎年1回会長が招集する。
2. 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または代議員の2分の1以上および正会員の3分の1以上の請求があったときこれを招集する。
 3. 会長が総会を招集するときは、事前に会議の目的とする事項、日時、場所を会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は出席正会員の互選によるものとする。

(総会の付議事項)

第13条 総会で承認されなければならない事項は次のとおりである。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画書および収支予算書
- (3) 事業報告書および収支決算書
- (4) 会費の改定
- (5) その他重要な蕃頂

(総会の議決報告)

第14条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(代議員会の招集・会議の成立)

- 第15条 代議員会は原則として会長がこれを招集する。
2. 臨時代議員会は会長が必要と認めるとき、または代議員の2分の1以上の請求があったとき招集する。
 3. 代議員会は、代議員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
 4. 会長は代議員以外の正会員あるいは有識者が代議員会に同席し、意見を述べることを許すことができる。

(代議員会の議長・副議長)

第16条 代議員会の議長および副議長は、代議員会において代議員の中から選出する。

2. 議長および副議長の任期、欠員、異動については、第8条の役員および代議員に関する当該規定をそれぞれ準用するものとする。

(代議員会の審議事項)

第17条 代議員会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会則の付属規定の制定、変更および廃止
- (3) 事業計画書および収支予算書
- (4) 事業報告書および収支決算書
- (5) 代議員の解職に関すること
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(代議員会の議決方法)

第18条 代議員会の議事は、出席代議員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会の招集・会議の成立)

第19条 役員会は、会長、副会長、各委員会委員長で構成する

2. 役員会は、会長が代議員会を招集しない月に招集し、会長が議事を進行する。
3. 会長は議事内容により、役員会に会員の出席を求められる。
4. 会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 代議員会の議案内容
- (2) 指名代議員の決定
- (3) その他軽易な運営に関する決定

(役員会の議決方法)

第21条 役員会の議事は、出席代議員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

(委員会の構成と招集)

第22条 本会の会務を執行するために、第9条第3項にかかげる委員会をおく。

2. 代議員会は必要がある場合、前項以外の委員会を期間を定めて特設し、委員長を選任して、特定の会務を分担させることができる。
3. 委員会は委員長および委員長が指名する代議員で構成する。委員会は、委員長が随時招集し、議長は委員長がこれにあたる。
4. 委員会に副委員長を若干名おくことができる。副委員長は委員長が指名する。

第5章 会 計

(経 費)

第23条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収支をもってこれにあてる。

(会 費)

第24条 会費は年会費とし、別に定める会費徴収規定による。

2. 前項の会費の改定は、代議員会および総会の議を経て定めるものとする。ただし、緊急かつ必要な場合は、代議員会の議を経て臨時に徴収することができる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 6 章 付 則

(付属規定)

第26条 この会則の付属規定は、代議員会において代議員の3分の2を超える賛成によって制定、変更および廃止するものとする。

2. 前項に関して、代議員会が議案を明示されて招集された場合には、代議員の書面による意志表示は有効な出席と見做すものとする。

(付 則)

この会則は、昭和63年4月1日から実施する。

この会則は、平成6年4月1日一部改正する。

この会則は、平成11年4月1日一部改正する。

この会則は、平成15年3月19日一部改正する。

この会則は、平成20年4月1日一部改正する。

この会則は、平成22年5月1日一部改正する。

この会則は、平成25年8月31日一部改正する。

この会則は、平成26年8月30日一部改正する。

会 費 徴 収 規 定

1. 会費 正会員、准会員および継続会員は6,000円とする。
なお、レジデント・研修医会員からは会費を徴収しない。
2. 徴収の時期 日本医師会・大阪府医師会の第1期会費徴収時と同じとする
3. 徴収方法 本会事務局に納入する。
4. 平成25年度より当面の間会費徴収は行わない。

代 議 員 選 出 規 定

1. 代議員の選出は、正会員の内より、所属職場を単位とする各ブロック選出の選出代議委員と役員会で指名する指名代議員によって構成する。
2. 指名代議員は若干名とする。所属職場を単位とする所属代議員は次号に定める方法により定数を決定する。
3. 所属選出代議員は、正会員数を10で除して、端数5以上の職場からは1名を加える。ただし、所属員数が5人に達しない職場は優先的に役員会で指名する。また、各区保健福祉センターは集合して1単位とみなし代議員を割当てする。
4. 前項の正会員数は、定期異動の翌月の1日現在の正会員名簿による。
5. 次期代議員の選出方法は各職場において決定し、代議員が選出責任者となる。
6. 代議員選出後、職場の正会員の異動に伴い代議員選出定員数に変動を生じても、次の改選期まではその定員数を変更しない。
7. 代議員に生じた欠員は選出職場において補充選出を行う。
8. 選出責任者は代議員選出終了後、すみやかに選出された代議員の氏名を会長またはその代理者に報告しなければならない。
9. 代議員が辞任する時は、代議員会の承認を得なければならない。

役員選出規定

I 会長選出

1. 会長選出は、新代議員で組織される代議員会において定期異動の翌月中におこなう。この代議員会は、新代議員の最年長者が招集する。
2. 会長選出は、代議員会議長決定後の最初の議題とする。

II 委員長および大阪府医師会代議員選出

1. 委員長および大阪府医師会代議員の数は会則第6条による。
2. 委員長および大阪府医師会代議員の選出は会則第8条第3項による。
3. 委員長および大阪府医師会代議員の選出は、副会長の選出の後に行う。ただし、会長が副会長の指名を留保した場合は、副会長の確定を待つことなく、委員長および大阪府医師会代議員の選出を引き続き行う。
4. 大阪府医師会代議員は、すべての他の役員または正・副代議員会議長を兼ねることができる。

III 監査委員選出

1. 監査委員の数は会則第6条による。
2. 監査委員候補者は選挙期日の5日前までに会長に届出なければならない。
3. 正会員が他の正会員を候補者に推薦しようとする時は選挙期日の5日前までに会長に届出なければならない。
4. 前2項の届出の様式は別に定める。
5. 会長は候補者一覧表を作成し、すみやかに代議員会に公示して選挙を行う。
6. 選挙方法は代議員会において決定する。
7. 2および3項による届出のあった候補者の数が定数を超えない時は、選挙によらないで当選とする。
ただし、定数に満たない時は、代議員会の決定によって補欠選挙を行わなければならない。
8. 大阪府医師会代議員以外の役員および正・副代議員会議長は、監査委員を兼ねることはできない。

IV その他

1. 選出の期日その他、この規定実施にあたり必要な細目は会長が決定する。

大阪市役所医師会 代議員名簿

(平成26年7月1日現在)

ブロック名	現員数	代議員名
総合医療センター	27	愛場 庸雅 有元 秀樹 奥谷 龍 川村 直樹 川崎 靖子 川脇 壽 國行 秀一 小宮山雅樹 清水 貞利 杉本 俊門 竹村 准 田中 正博 外川 正生 西垣 恭一 西口 幸雄 根引 浩子 原 純一 古塚 大介 細井 雅之 村上 洋介 村田佳津子 森 秀夫 山口 利昌 山田 明子 山根 孝久 依藤 亨 林下 浩士
住吉市民病院	3	舟本 仁一 中村 哲生 英 久仁子
十三市民病院	5	池原 照幸 平林 円 安達 高久 田中 享 中田 真一
健康推進部	2	高野 保名(城東) 撫井 賀代
保健所	4	吉野 祥一 (西部保健医療監) 澤田 好伴 (北部保健医療監) 稲田 浩 (東部保健医療監) 山崎 修 (生野)
こころの健康センター	1	以倉 康充
弘済院附属病院	3	河田 弘 志村 雅彦 中西 亜紀
心身障害者 リハビリテーションc	1	鈴木 真司
人事室	1	出雲谷恭子
こども青少年局	1	宮村 鈴子

(順不同)

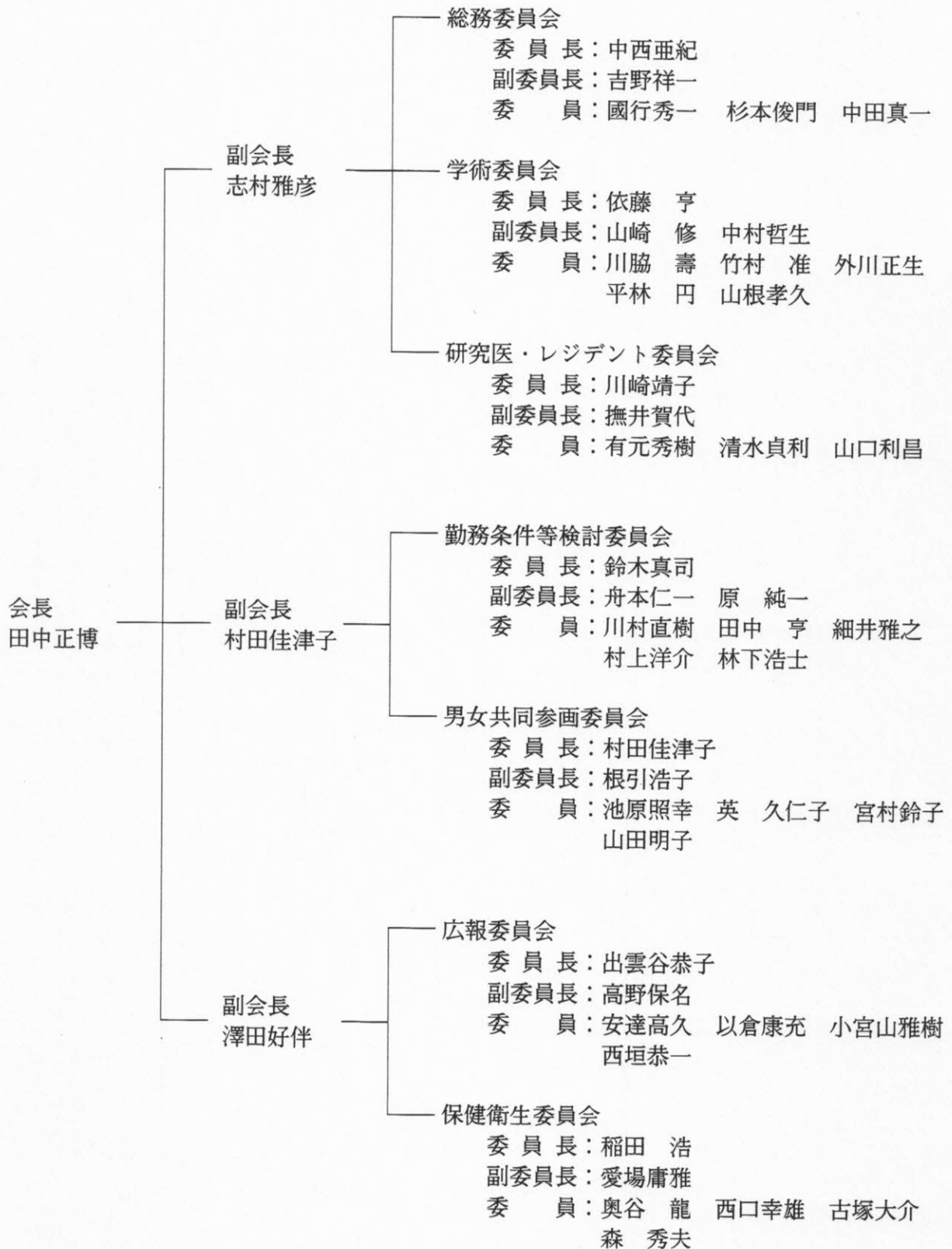
総計 48名

任期 平成28年4月30日迄

大阪市役所医師会役員・委員会組織表

平成26年7月1日現在 任期：平成28年4月30日

議長：河田 弘 副議長：池原照幸 監査委員：横山 連 大川清孝





お知らせのページ



今年度の新体制発足に伴い、大阪市役所医師会のホームページを更新しております。会報のバックナンバーや各種イベントのお知らせや報告も順次掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。アドレスは <http://www.ocma.jp/index.php> もしくは、「大阪市役所医師会」で検索してください。

会員名簿については、大阪市役所医師会ホームページの会員専用ページに掲載しております。会員専用ページ閲覧に必要な ID とパスワードは平成 26 年 6 月 1 日に更新されましたが、本年 5 月に事務局より先生方に通知させていただきました。

会員情報を各自ご確認ください。修正必要箇所がありましたら、恐れ入りますが事務局までメールにてお知らせください。年度途中で退職予定の方は、退会届を事務局にご提出ください。その他、会員の転入・転出・異動があればご一報くださいますようお願いいたします。

大阪市役所医師会事務局の連絡先は、TEL 06-4792-7075、
メールアドレスは ishikai@oepe.or.jp です。

編集後記

勤務医師会報 130 号が出来ましたのでお届けします。先生方にはお忙しい中原稿をお寄せいただきありがとうございました。大阪市内に勤務する医師のあり方が大きく変わる中で、市役所医師会も新体制が発足しました。新会長の下、私たちが役割を果たすためにはどうすればいいのか、一人ひとりがよく考えて行動していきたいと思えます。

当会報やホームページでは、その他の学会・イベントのご案内、研究論文、留学・研修記などの原稿を受け付けておりますので、会員の皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。

出雲谷 恭子 記